

令和 6 年 9 月 定例会
(2 0 2 4 年)

議案書④

9 月 4 日 提出

【その他】

市議案第 8 5 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年） 9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件 名	豊中市立豊島公園野球場大規模改修工事
2	変 更 前 契 約 金 額	1, 0 1 2, 0 0 0, 0 0 0 円
3	変 更 後 契 約 金 額	1, 0 5 3, 0 0 3, 6 0 0 円
4	今回変更による増額	4 1, 0 0 3, 6 0 0 円
5	変 更 の 要 因	地中障害物の移設の必要が生じたこと並びに 労務単価及び物価上昇に伴い、契約書第 2 5 条第 6 項（インフレスライド条項）の規定に より、工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約 先	株式会社河崎組

（提案理由）

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定
により提案するものである。

市議案第 86 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件	名	豊中市立豊島公園野球場大規模改修電気設備 工事
2	変 更 前 契 約 金 額		345,400,000 円
3	変 更 後 契 約 金 額		360,443,600 円
4	今回変更による増額		15,043,600 円
5	変 更 の 要 因		地中障害物の移設の必要が生じたこと並びに 労務単価及び物価上昇に伴い、契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の規定に より、工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約 先		きんでん関西サービス・江口電気工業特定建 設工事共同企業体

（提案理由）

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定
により提案するものである。

市議案第 87 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件	名	児童福祉関連複合施設大規模改修工事
2	変 更 前 契 約 金 額		660,000,000 円
3	変 更 後 契 約 金 額		664,393,400 円
4	今回変更による増額		4,393,400 円
5	変 更 の 要 因		公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置 により工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約 先		株式会社河崎組

（提案理由）

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

市議案第 88 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件	名	児童福祉関連複合施設大規模改修給排水衛生設備工事
2	変 更 前 契 約 金 額		196,680,000 円
3	変 更 後 契 約 金 額		200,457,400 円
4	今回変更による増額		3,777,400 円
5	変 更 の 要 因		公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約 先		柳生設備株式会社

（提案理由）

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

市議案第 89 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件	名	児童福祉関連複合施設大規模改修空調設備工 事
2	変 更 前 契 約 金 額		223,289,000 円
3	変 更 後 契 約 金 額		225,709,000 円
4	今回変更による増額		2,420,000 円
5	変 更 の 要 因		公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置 により工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約	先	柳生設備株式会社

（提案理由）

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定
により提案するものである。

市議案第 90 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件 名	児童福祉関連複合施設大規模改修電気設備工 事
2	変 更 前 契 約 金 額	317,900,000 円
3	変 更 後 契 約 金 額	322,286,800 円
4	今回変更による増額	4,386,800 円
5	変 更 の 要 因	公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置 により工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約 先	西田電気株式会社

（提案理由）

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定
により提案するものである。

市議案第 9 1 号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

動 産 名	買 入 れ 金 額	買 入 れ 先
高度救命処置用資機材	23,430,000 円	株 式 会 社 ア ダ チ

（提案理由）

上記の動産を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 3 条の規定により提案するものである。

市議案第 9 2 号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

動 産 名	買 入 れ 金 額	買 入 れ 先
棚 ・ ロ ッ カ ー	19,979,300 円	ナニワ商事株式会社

（提案理由）

上記の動産を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 3 条の規定により提案するものである。

市議案第 9 3 号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

動 産 名	買 入 れ 金 額	買 入 れ 先
事 務 用 デ ス ク ・ 椅 子 ・ ワ ゴ ン	19,447,340 円	ナニワ商事株式会社

（提案理由）

上記の動産を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 3 条の規定により提案するものである。

市議案第 9 4 号

特定事業契約の締結について

次のとおり特定事業契約を締結するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

件 名	契 約 金 額	契 約 先
豊中市立小・中学校屋内 運動場空調設備整備事業	4,305,053,500 円	豊中学校空調サービス 株式会社

（提案理由）

上記の特定事業契約について契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 1 2 条の規定により提案するものである。

市議案第 9 5 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、関係市町村と協議するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

被保険者証を発行しなくなる事等に伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により提案するものである。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月１７日
大阪府指令市第３２０５号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格
確認書等」に改める。

別表第２の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

市議案第 9 6 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議する。

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加することに伴い、大阪広域水道企業団規約を変更するため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により提案するものである。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
別表第 2（第 3 条関係） <u>岸和田市、八尾市、富田林市、柏</u> <u>原市、高石市、藤井寺市、泉南市、</u> <u>四條畷市、大阪狭山市、阪南市、</u> <u>豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、</u> <u>田尻町、岬町、太子町、河南町、</u> <u>千早赤阪村</u>	別表第 2（第 3 条関係） 藤井寺市、泉南市、四條畷市、大 阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢 町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬 町、太子町、河南町、千早赤阪村

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。